

通達甲（生．少育．学）第 9 号  
平成 18 年 9 月 1 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

警視庁少年警察ボランティア運営要綱の全部改正について

〔沿革〕 平成 20 年 12 月 通達甲（副監．総．企．管）第 23 号  
同（副監．生．少育．環）第 26 号  
27 年 4 月 同（生．少育．対）第 2 号  
28 年 11 月 同第 5 号  
29 年 6 月 同（副監．生．総．企 1）第 13 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁少年警察ボランティア運営要綱の全部を改正し、平成 18 年 9 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警視庁少年警察ボランティア運営要綱の制定について（平成 15 年 2 月 18 日通達甲（生．少育．学）第 1 号）は、廃止する。

## 記

### 改正の趣旨

昨年、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）が改正され、少年指導委員に関する規定が整備されたことに伴い、その運用に関し、必要な規定を設けるとともに、他の少年警察ボランティアに関する規定を含めた要綱の全部を改正するものである。

### 別添

警視庁少年警察ボランティア運営要綱

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1—第 4）
- 第 2 章 少年指導委員（第 5—第 8）
- 第 3 章 生活安全部長等が委嘱する少年警察ボランティア（第 9—第 12）
- 第 4 章 補則（第 13・第 14）

#### 第 1 章 総則

## 第 1 目的

この要綱は、少年警察ボランティア（警視庁少年警察活動規程（平成 15 年 5 月 23 日訓令甲第 22 号。以下「活動規程」という。）第 2 条第 15 号に規定する少年警察ボランティアをいう。以下同じ。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 準拠

少年警察ボランティアの運営については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「指導委員規則」という。）、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「活動規則」という。）、活動規程等に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 3 少年警察ボランティアの活動

少年警察ボランティアは、少年の非行防止及び保護を行い、少年の健全な育成を図るための任務を担うものであることを理解し、この要綱に定める活動のほか、地域社会における日常生活を通じて、街頭パトロール活動、少年のたまり場等の地域実態把握活動、情報発信活動への協力等を行うものとする。

## 第 4 少年警察ボランティアの種別

- 1 少年警察ボランティアの種別は、次のとおりとする。
  - (1) 東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委嘱する少年指導委員
  - (2) 生活安全部長が委嘱するもの
    - ア 警視庁委嘱少年補導員（以下「少年補導員」という。）
    - イ 被害少年サポーター
    - ウ 被害少年カウンセリングアドバイザー
    - エ その他必要に応じ、生活安全部長が委嘱するもの
  - (3) 警察署長が委嘱するもの
    - ア ひと声運動推進員
    - イ 少年を守る環境浄化推進委員（以下「環境浄化推進委員」という。）
    - ウ 少年の社会参加活動民間推進員（以下「社参民間推進員」という。）
    - エ その他必要に応じ、警察署長が委嘱するもの
- 2 生活安全部長は、少年補導員の中から、次の専門委員（少年補導員としての活動のほか、専門的活動を行う者をいう。以下同じ。）を指定するものとする。
  - (1) 協助委員
  - (2) 母の会委員

## 第 2 章 少年指導委員

## 第 5 推薦等

- 1 定数及び活動区域

- (1) 少年指導委員の定数は、生活安全部長が別に定めるものとする。
- (2) 少年指導委員の活動区域は、別表のとおりとする。

## 2 推薦

- (1) 警察署長は、自署の管轄区域内に居住し、又は勤務する者で、法第 38 条第 1 項各号に掲げる要件を満たし、かつ、年齢 70 歳未満の者の中から、少年指導委員として適任と認められる者を選出し、公安委員会（少年育成課少年対策係経由）に推薦するものとする。
- (2) 警察署長は、少年指導委員の推薦に当たっては、幅広い人材の確保に努め、真の協力が得られる適任者を推薦するように配慮するものとする。

## 3 委嘱状等の交付

生活安全部長は、公安委員会が少年指導委員を委嘱したときは、別記様式第 1 号の「委嘱状」、別記様式第 2 号の「少年指導委員証」（以下「指導委員証」という。）、指導委員規則別記様式の少年指導委員証（以下「規則指導委員証」という。）及び別図 1 の「少年指導委員記章」（以下「指導委員記章」という。）を交付するものとする。

## 4 指導委員証等の取扱い

少年指導委員は、指導委員証、規則指導委員証及び指導委員記章については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 紛失又はき損することのないように管理の適正を図ること。
- (2) 少年指導委員の身分を失ったときは、公安委員会（少年育成課少年対策係経由）に、速やかに返納すること。

## 5 任期

少年指導委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

## 6 関係住民への周知

- (1) 少年育成課長は、公安委員会が少年指導委員を委嘱したときは、当該少年指導委員の氏名及び連絡先を関係住民に周知する手続をとるものとする。
- (2) 警察署長は、公安委員会が少年指導委員を委嘱したときは、可能な限り当該少年指導委員の氏名及び連絡先を自治体、町会等の広報紙等に掲載を依頼するなど、関係住民に周知する方策を講ずるものとする。

## 7 解嘱

- (1) 警察署長は、少年指導委員が法第 38 条第 6 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに当該事由を明らかにした上で、少年育成課長（少年対策係経由）に通知するものとする。
- (2) 少年育成課長は、少年指導委員が法第 38 条第 6 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は警察署長から前(1)による通知を受けたときは、速やかに警視庁行政処分取扱規程（昭和 43 年 5 月 11 日東京都公安委員会規程第 5 号）の定めるところにより、公安委員会に解嘱の上申を行うものとする。
- (3) 少年育成課長は、少年指導委員を解嘱しようとするときは、指導委員規則第 8 条の定めるところにより、弁明の手続をとるものとする。

## 第 6 活動等

### 1 活動

- (1) 少年指導委員は、法第 38 条第 2 項各号及び指導委員規則第 4 条各号に掲げる活動を行うものとする。
- (2) 少年指導委員は、公安委員会の指示に基づき、法第 38 条の 2 に規定する立入り活動（以下「立入り」という。）を行うものとする。

### 2 運用等

- (1) 警察署長及び少年育成課長（以下「警察署長等」という。）は、少年指導委員の運用に当たっては、緊密に連携し、活動計画を策定するものとする。
- (2) 警察署長等は、少年指導委員による立入りの実施に当たっては、法第 37 条第 2 項各号に掲げる場所の情勢に応じた活動計画を策定し、別記様式第 3 号の「風俗営業所等立入指示書」を少年指導委員に交付するものとする。
- (3) 少年指導委員は、前 1 の(1)に規定する活動を行うときは、指導委員記章を着装し、指導委員証を携帯の上、関係者の求めに応じて指導委員証を提示するものとする。
- (4) 少年指導委員は、前 1 の(2)に規定する活動を行うときは、前(3)に定めるほか、規則指導委員証を携帯し、立入り時に関係者に必ず提示するものとする。  
なお、関係者から立入りを拒否された場合は、説得に努めるものとするが、説得に応じないときは、速やかに警察職員に連絡するものとする。

## 第 7 報告

少年指導委員は、風俗営業所等への立入りを実施したときは、実施結果を別記様式第 4 号の「風俗営業所等立入結果報告書」により、公安委員会（少年育成課長の活動計画による場合は、少年育成課少年対策係経由。警察署長の活動計画による場合は、当該警察署及び少年育成課少年対策係経由）に報告するものとする。

## 第 8 研修

生活安全部長は、少年指導委員に対し、法第 38 条第 5 項に規定する研修その他必要な研修を実施するものとする。

### 第 3 章 生活安全部長等が委嘱する少年警察ボランティア

## 第 9 推薦等

### 1 定数

生活安全部長又は警察署長が委嘱する少年警察ボランティア（以下「部長等委嘱ボランティア」という。）の定数は、生活安全部長が別に定めるものとする。

### 2 推薦

- (1) 警察署長は、次のいずれにも該当する者の中から、東京少年補導員連絡協議会（母の会委員については、一般社団法人東京母の会連合会）の意見を聴いて、

少年補導員として適任と認められる者を選出し、生活安全部長（少年育成課少年対策係経由）に推薦するものとする。

なお、専門委員については、委員の別を指定して推薦するものとする。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有する者
- イ 任務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者
- ウ 生活が安定している者
- エ 健康で活動力を有する者
- オ 年齢 70 歳未満の者
- カ 自署の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

(2) 少年育成課長は、前(1)の規定に準じて、少年補導員の推薦を行うものとする。この場合において、前(1)のカ中「自署の管轄区域内」とあるのは「警視庁の管轄区域内」と読み替えるものとする。

(3) 警察署長等は、現に少年補導員の委嘱を受けている年齢 70 歳以上 75 歳未満の者が再任を希望するときは、前記(1)のオの規定にかかわらず、少年補導員としてその者を推薦することができるものとする。

(4) 警察署長は、次のいずれにも該当する者の中から被害少年サポーターとして適任と認められる者を選出し、生活安全部長（少年育成課少年相談係経由）に推薦するものとする。

- ア 被害少年の心情を理解することができる豊かな人間性を有する者
- イ 前記(1)のアからカまでの要件に該当する者

(5) 警察署長等は、少年補導員又は被害少年サポーターの推薦に当たっては、幅広い人材の確保に努め、真の協力が得られる適任者を推薦するように配慮するものとする。

(6) 少年育成課長は、次のいずれにも該当する者の中から被害少年カウンセリングアドバイザーとして適任と認められる者を選出し、生活安全部長に推薦するものとする。

- ア 被害少年に対する継続的な支援活動に必要な臨床心理学、精神医学等の専門的知識及び技術を有する者
- イ 前記(1)のアからエまでの要件に該当する者

### 3 委嘱

(1) 生活安全部長は、前 2 の(1)から(4)まで又は(6)の規定により推薦された者の中から、少年補導員、被害少年サポーター又は被害少年カウンセリングアドバイザーとして適任と認めた者を委嘱するものとする。

なお、公安委員会から少年指導委員の委嘱を受けた者については、この規定にかかわらず、少年補導員として委嘱するものとする。

(2) 警察署長は、前 2 の(1)のアからカまでの要件に該当する者の中から、ひと声運動推進員又は環境浄化推進委員として適任と認めた者を委嘱するものとする。

(3) 警察署長は、前 2 の(1)のアからエまで及びカの要件に該当する者の中から、社参民間推進員として適任と認めた者について委嘱するものとする。

#### 4 委嘱状等の交付

- (1) 生活安全部長は、少年補導員を委嘱したときは、別記様式第 5 号から別記様式第 7 号までの「委嘱状」、別記様式第 8 号から別記様式第 10 号までの「警視庁委嘱少年補導員証」（以下「補導員証」という。）、別記様式第 11 号の「警視庁委嘱少年補導員手帳」（以下「補導員手帳」という。）及び別図 2 の警視庁委嘱少年補導員記章（以下「補導員記章」という。）のうち、該当するものを交付するものとする。
- (2) 生活安全部長は、被害少年サポーターを委嘱したときは、別記様式第 12 号の「委嘱状」及び別記様式第 13 号の「被害少年サポーター証」を交付するものとする。
- (3) 生活安全部長は、被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱したときは、別記様式第 14 号の「委嘱状」を交付するものとする。
- (4) 警察署長は、ひと声運動推進員、環境浄化推進委員及び社参民間推進員を委嘱したときは、別記様式第 15 号から別記様式第 17 号までの「委嘱状」のうち、該当するものを交付するものとする。

#### 5 補導員証等の取扱い

- (1) 少年補導員は、補導員証、補導員手帳及び補導員記章については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 紛失又はき損することのないように管理の適正を図ること。
  - イ 少年補導員の身分を失ったときは、生活安全部長（選出警察署又は少年育成課少年対策係経由）に、速やかに返納すること。
- (2) 被害少年サポーターは、被害少年サポーター証については、前(1)に準じた取扱いを行うものとする。

#### 6 任期

部長等委嘱ボランティアの任期は、原則として 2 年とし、再任することを妨げない。ただし、前記 2 の(3)の規定による推薦により委嘱する少年補導員の任期は、1 年とする。

#### 7 関係住民への周知

警察署長等は、部長等委嘱ボランティアが委嘱されたときは、可能な限り当該部長等委嘱ボランティアの氏名等を自治体、町会等の広報紙等に掲載を依頼するなど、関係住民に周知する方策を講ずるものとする。

#### 8 解嘱

生活安全部長又は警察署長は、委嘱した少年警察ボランティアが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができるものとする。

- (1) 被害少年カウンセリングアドバイザー以外の少年警察ボランティアについては、前記 2 の(1)のアからエまで及びカのいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 被害少年カウンセリングアドバイザーについては、前記 2 の(1)のアからエまでのいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (3) 少年警察ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 辞退の申出があったとき。

## 第 10 活動等

### 1 少年補導員の活動等

- (1) 少年補導員は、次の事項について、それぞれに掲げた基準により活動を行うものとする。

#### ア 街頭補導

街頭補導（活動規則第 7 条第 1 項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）のうち、不良行為少年の発見及び補導活動を行うものとする。

また、非行少年、被害少年及び要保護少年を発見したときは、最寄りの警察署、交番、警視庁少年センター（以下「少年センター」という。）等に連絡するものとする。

#### イ 少年相談

少年相談（活動規則第 2 条第 11 号に規定する少年相談をいう。以下同じ。）を受理したときは、助言又は指導で足りる程度のものについてのみ行うこととし、相談の過程において警察に任せることが適当と認められるものについては、速やかに、関係警察署又は少年センターに連絡するものとする。

#### ウ 継続補導

警察職員が行う継続補導（活動規則第 8 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条第 3 項及び第 14 条第 2 項に規定する継続的な補導をいう。以下同じ。）の補助活動を行うものとする。

#### エ サポートチーム活動

地域の非行問題等に取り組むため関係機関が連携し結成されたサポートチーム活動（東京都が実施主体となって推進している「サポートチーム等地域支援システム作り推進事業」等におけるサポートチーム活動をいう。）において、警察署長等の要請に応じてサポートチームの構成員となり、当該サポートチーム活動又は少年に対する助言、指導等目的に応じた活動を行うものとする。

#### オ 立ち直り支援対策

警察職員が行う立ち直り支援対策の補助活動を行うものとする。

- (2) 警察署長等は、少年補導員の運用に当たっては、緊密に連携し、活動計画を策定するものとする。
- (3) 島部警察署選出の少年補導員については、前(2)の規定にかかわらず、選出警察署長が策定する活動計画により運用するものとする。
- (4) 警察署長等は、少年補導員が活動を行うときは、少年補導員に対し、次の事項について指導するものとする。

ア 補導員記章を着装して、補導員証を補導員手帳に収納の上携帯し、関係者の求めに応じて補導員証を提示すること。

イ 公共の場所以外の施設に立ち入る際は、必ず当該施設の管理者等の同意を得た上で、警察職員と共に立ち入ること。

### 2 専門委員の活動等

- (1) 協助委員は、前 1 の(1)に規定する活動のほか、次に掲げる専門的活動を行

うものとする。

ア 非行集団等（活動規程第 2 条第 11 号及び第 12 号に規定する非行集団及び不良グループをいう。以下同じ。）に所属する少年を当該集団から離脱させるほか、非行を防止するための助言、指導等を行うこと。

イ 前ア以外に警察が行う非行集団等の解体補導（活動規程第 2 条第 18 号に規定する解体補導をいう。）に関する協力援助を行うこと。

(2) 母の会委員は、前 1 の(1)に規定する活動のほか、子供の健全育成又は非行問題で悩んでいる母親等に対する助言、指導等を行うものとする。

### 3 被害少年サポーターの活動等

(1) 被害少年サポーターは、少年相談専門職員の指導及び助言の下に、被害少年の精神的苦痛の軽減を図るため、医療機関等への同行、個別面接等の活動を通じて、被害少年及びその保護者等に対する支援活動（以下「サポート活動」という。）を行うものとする。

(2) 少年育成課長は、次に掲げる被害少年のうち、精神的苦痛の軽減を図ることを目的とした継続的な支援活動が必要であると認め、かつ、本人及び保護者が当該活動の実施に同意した少年について、サポート活動を行わせるものとする。

ア 活動規程第 2 条第 8 号に規定する被害少年

イ 非行少年、不良行為少年及び要保護少年のうち、過去に犯罪等による被害体験を有している少年

(3) 少年育成課長は、被害少年サポーターについては、被害少年の精神的苦痛の程度等を総合的に勘案し、サポート活動の要否の判断をした上で、担当する被害少年サポーターを指定して運用するものとする。

(4) 少年育成課長は、サポート活動の開始に当たっては、事前に被害少年及び保護者に対してサポート活動の内容、方法等について説明を行い、保護者から別記様式第 18 号の「サポート活動同意書」を提出させるものとする。

(5) 少年育成課長は、被害少年サポーターがサポート活動を行うときは、被害少年サポーターに対し、被害少年サポーター証を携帯し、関係者の求めに応じて被害少年サポーター証を提示するように指導するものとする。

### 4 被害少年カウンセリングアドバイザーの活動

被害少年カウンセリングアドバイザーは、被害少年の継続的な支援の実施に当たる少年相談専門職員に対して、カウンセリング及び心理テストの実施、関係機関との連携等に関する指導及び助言を行うものとする。

### 5 ひと声運動推進員の活動等

(1) ひと声運動推進員は、ひと声運動（少年に理解及び愛情を寄せ、機会あるごとに少年に声を掛け、励ますなどして少年の正しい生活意欲及び公德心を高揚させることにより、少年の健全育成及び非行防止を図る活動をいう。以下同じ。）を実践するとともに、地域住民、関係機関等に対し、ひと声運動の趣旨を説明し、ひと声運動への参加を積極的に呼びかけるなど、ひと声運動の気運を醸成する活動を行うものとする。



- (2) 警察署長は、ひと声運動推進員については、署情に応じて策定する活動計画により運用するものとする。
- 6 環境浄化推進委員の活動等
- (1) 環境浄化推進委員は、次の事項について、それぞれに掲げた基準により活動を行うものとする。
- ア 地域の有害環境の実態把握  
地域における少年に有害な各種営業及び不健全な図書類等の販売実態等の把握を行うこと。
- イ 有害な看板、チラシ等の撤去活動  
地域における関係機関等との連携により撤去活動を行うこと。
- ウ 図書類販売業者等に対する申入れ  
図書類販売業者等に対して、不健全な図書類の区分陳列等の自主規制が行われるように申入れを行うこと。
- (2) 警察署長は、環境浄化推進委員については、署情に応じて策定する活動計画により運用するものとする。
- 7 社参民間推進員の活動等
- (1) 社参民間推進員は、次の事項について、それぞれに掲げた基準により活動を行うものとする。
- ア 少年、保護者等への社会参加活動の呼び掛け  
地域において少年、保護者等に社会参加活動に対する直接参加を呼び掛けること。
- イ 地域への働き掛け及び協力者との折衝等  
地域そのものが主体性をもって社会参加活動に取り組む気運を盛り上げるとともに、地域と警察のパイプ役を果たすこと。
- ウ 社会参加活動における指導  
社会参加活動を通じて、少年の規範意識の高揚及び自立心の向上に資する指導を行うこと。
- (2) 警察署長は、社会参加推進員については、署情に応じて策定する活動計画により運用するものとする。

## 第 11 報告

- 1 警察署長は、部長等委嘱ボランティア（被害少年サポーター及び被害少年カウンセリングアドバイザーを除く。）が活動したときは、次によりその活動結果について、生活安全部長に報告するものとする。
- (1) 少年補導員の街頭補導活動の結果は、その都度、別記様式第 19 号の「少年補導連絡票」により引継ぎを受け、別記様式第 20 号の「警視庁委嘱少年補導員の街頭補導活動結果報告書」に記載し、少年育成課少年対策係を経由して報告すること。この場合において、警視庁委嘱少年補導員の街頭補導活動結果報告書の写しを少年センターに送付すること。
- (2) 環境浄化活動の結果は、その都度、別に定める様式により、少年育成課少年

環境第一係を経由して報告すること。

- (3) 少年の社会参加活動の結果は、その都度、別に定める様式により、少年育成課少年対策係を経由して報告すること。
  - (4) その他の活動の結果は、その都度、別に定める様式により、少年育成課のそれぞれの活動を担当する係を経由して報告すること。
  - (5) 受傷事故事案、感謝事案又は抗議事案は、その都度、少年育成課のそれぞれの活動を担当する係を経由して報告すること。
- 2 前1の報告については、担当方面本部長（生活安全担当管理官経由）にも報告するものとする。
  - 3 少年育成課長は、被害少年サポーターの活動の結果は、その都度、別記様式第21号の「被害少年サポーター活動結果報告書」により、被害少年サポーターから報告を求めるものとする。

## 第12 研修

生活安全部長又は警察署長は、部長等委嘱ボランティア（被害少年カウンセリングアドバイザーを除く。）に対し、活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、委嘱時又は必要に応じて、研修を実施するように努めるものとする。

## 第4章 補則

### 第13 少年警察ボランティアに対する指導教養

- 1 警察署長等は、少年警察ボランティアの活動には強制力を伴わず、また、警察上の権限を付与するものではないことから、行き過ぎのないように指導教養を徹底するものとする。
- 2 警察署長等は、少年及び関係者の氏名等の個人情報の取扱いの適正及び活動を通じて知り得た秘密の保持に関する指導教養を徹底するものとする。

### 第14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか、少年警察ボランティアに関し必要な事項は、生活安全部長が別に定めるものとする。